

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年神奈川県規則第116号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「別表第1の9の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同表12の項とし、同表8の項中「別表第1の8の項」を「別表第1の11の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表7の項中「別表第1の7の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同表10の項とし、同表6の項中「別表第1の6の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同表9の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 条例別表第1の6の項に掲げる事務	<ol style="list-style-type: none">1 肝炎患者等に対する肝炎の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「肝炎治療受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務2 肝炎治療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務3 肝炎治療受給者証に係る医療の給付期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務4 他の都道府県知事により肝炎治療受給者証の交付を受けていた者からの転入の届出の受理、その
--------------------	--

届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

5 肝炎ウイルスの検査に係る検査費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

6 B型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対する肝がん又は重度肝硬変の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証に係る医療の給付期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

9 他の都道府県知事により肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付を受けていた者からの転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

<p>7 条例別表第1の7の項に掲げる事務</p>	<p>1 先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対するそれらの疾病の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>3 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る医療の給付期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
<p>8 条例別表第1の8の項に掲げる事務</p>	<p>1 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者に対するそれらの疾病の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「特定疾患医療受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 特定疾患医療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審</p>

	査又はその届出に対する応答に関する事務
3	特定疾患医療受給者証に係る医療の給付期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
4	他の都道府県知事により特定疾患医療受給者証の交付を受けていた者からの転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和6年8月31日から施行する。